

明石市高齢者見守りネットワーク事業 に関する協定

事業活動を通じて高齢者と接する機会が多い民間事業者の方々のご協力を得て、相互に連携を行い、高齢者の異変を早期に発見し、高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して生活することができるよう、地域で見守り体制の充実を図ることを目的とした協定です。

協定の内容

協定締結事業者が日頃の業務の中で、高齢者に対して何らかの異変に気づいた場合に、市(または地域総合支援センター)へ連絡を行うことで、市は速やかに状況を確認し、必要な支援につなげます。



※通報を行った場合、又は行わなかった場合においても、
その後生じた問題等について、その責任を負うものではありません。